

個人住民税の現年課税化について

個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

平成18年度

- ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
- ・ 導入する場合に考えられる方向性

平成20年度

- ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策

平成21・22年度

- ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算。

平成23年度

- ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)について検討

平成24年度

- ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状について調査
- ・ 所得税方式市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化について検討

平成25年度

- ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担について検討

平成26年度

- ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項について検討

平成27年度

- ・ マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)について検討

平成28年度

- ・ 切替年度の税負担のあり方について検討

個人住民税検討会におけるこれまでの議論と個人住民税の現年課税化に係る論点

【特別徴収義務者の事務負担】

① 従業員の1月1日現在の住所地の把握

- ・ 特別徴収義務者が全従業員の1月1日現在の住所地を確認し、課税団体を確定する必要が生じるが、正確に住所地を把握することは、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 年の途中で雇用された者(新入社員、アルバイト・パート等)については、1月1日現在の住所地を把握することが必要であるが、どこまで正確に把握することができるのか。
- ・ 特に、雇用者の出入りが多い業種(小売業、飲食業、サービス業等の短期間のパート・アルバイトが多い職種、短期間のイベントや工事等で大人数を雇う必要がある業種等)にとって、大きな負担となるのではないか。

② 個人住民税の税額の計算・年末調整

- ・ 毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の住所地市区町村に納付する事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に、中小企業については、経理事務の人員が少ないところも多く、また、会計ソフトなどITを活用する環境が十分でないところもあることから、これらの事務への対応は可能か。

【納税義務者の事務負担】

- ・ 現年課税化した場合、課税方式が所得税と同様申告納税方式となると考えられることから、給与所得者においても、所得税の確定申告を行う者は、前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、超過課税等を反映させた住民税の確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 自営業者等についても、同様に前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に転居した場合、転居前の前年1月1日現在の住所地市区町村に対して申告する必要があるが、正しく申告されるか。

【市区町村の事務負担】

- ・ 確定申告により、市区町村から住民への還付事務が多く発生することとなり、市区町村の事務が煩雑となるのではないか。
- ・ 所得情報を各社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要であり、市区町村の事務(システム経費等を含む)の大幅な削減は難しいのではないか。

【切替年度の税負担】

- ・ 現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

3 今後の課題

本年度の検討会では、切替年度の税負担における論点について、複数の選択肢を示すとともに、それぞれの選択肢における課題について整理を行った。切替年度の税負担については、国民の税負担に大きく影響を与えるものであることから、引き続き、丁寧に検討を行っていく必要がある。

また、個人住民税の現年課税化について、これまで本検討会においては、所得税方式を基として、特別徴収義務者に新たに発生する事務、実務的な観点からの懸念事項を整理してきたが、具体的に事務負担をどのように軽減することが可能かについて、今後さらに議論を深めていくことが必要であると考えられる。その際には、本検討会で洗い出された論点について、特別徴収義務者、地方団体及び納税義務者の理解が得られる案とすることができるかという観点から、十分に検討していくことが必要である。

特別徴収義務者に生じると懸念されている現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないこと、また、マイナンバーの導入は、特に導入初期段階においては、企業の実務負担を伴うものであることが、これまでの検討会を通じて確認されたが、今後、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。また、特別徴収義務者に新たに発生する事務について、ITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの進捗状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

所得税の源泉徴収・個人住民税の特別徴収に係る企業の事務負担

日本商工会議所の協力を得て実施した、
全国88の企業に対するアンケート結果。
実施期間 平成24年12月～平成25年1月
※平成24年度個人住民税検討会

<所得税>

事務	事務量
毎月の源泉徴収税額の算定	8時間/年
毎月の源泉徴収税額の納入	8時間/年
年末調整	105時間/年
源泉徴収票の作成・提出・給与所得者への配布	18時間/年

<個人住民税>

事務	事務量
給与支払報告書の作成・提出	15時間/年
特別徴収税額通知書の給与所得者への配布	11時間/年
特別徴収税額の管理・入力	12時間/年
毎月の特別徴収税額の納入	8時間/年

※調査対象の企業の規模は様々であり、事務量はそれらの企業の1年間の事務量を単純平均したものである。



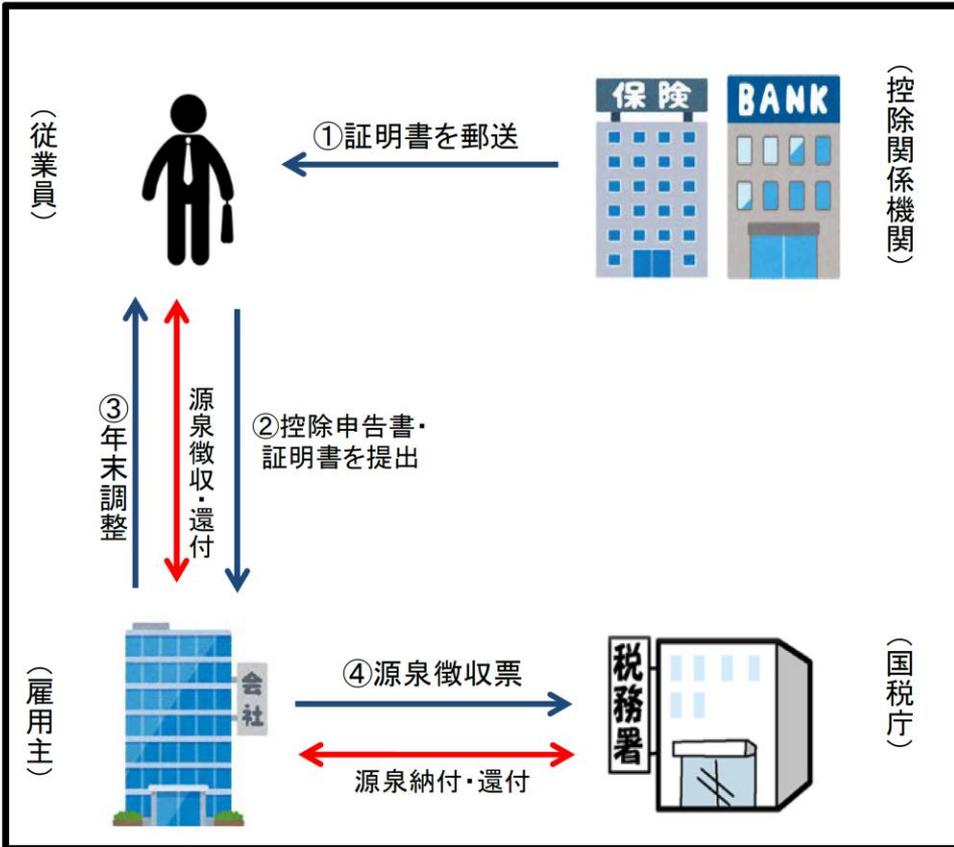
- 所得税の源泉徴収及び個人住民税の特別徴収に係る企業の事務の中で、11月、12月の短期間に事務が集中する年末調整に係る事務負担が突出して大きい。
- 個人住民税の現年課税化による企業の事務負担を考える際、この年末調整に係る事務負担への影響が特に重要。

日本における給与所得者の年末調整事務の流れ

平成29年9月26日
政府税制調査会
(財務省提出資料)

- 年末調整は、毎月の源泉徴収税額の累積額と、年間を通じた給与所得に係る年税額の差を12月に精算する仕組み。
- 年末調整を実施している者は4,300万人。扶養家族の変更や源泉徴収税額に反映されない生命保険料控除(3,100万人)、地震保険料控除(700万人)、住宅ローン控除(300万人)といった控除を年税額計算に反映させ税額を確定・精算。

【年末調整事務の流れ】



月	従業員	雇用主 (or控除関係機関)	国税庁 (市町村)
11		← 金融機関等が控除証明書を郵送 (~11月下旬頃)	
12		→ 控除申告書・証明書 (~12月上旬頃) ← 年末調整 (12月の給与・賞与)	
1		← 源泉徴収票 (~1月末)	→
2			
3			→ 必要に応じ確定申告 (~3月15日)
4			
5			← 個人住民税賦課決定通知 (~5月末)

(注1) 人数は国税庁「27年分 民間給与実態統計調査(1年を通じて勤務した給与所得者)」。住宅ローン控除は2年目以降の年末調整適用者である。

(注2) 源泉徴収票の税務署への提出は、給与500万円超の者など一定のものに限る(市区町村へは全て提出)。

(注3) 医療費控除や寄附金控除の適用を受けたい者は確定申告を行って精算する必要がある。

個人住民税を現年課税化した場合の年末調整事務への影響(イメージ)①

		個人住民税も年末調整する場合の 企業・従業員の事務負担の増加の有無(イメージ)		
事前準備				
1	関係用紙の準備	・扶養親族等申告書や保険料控除申告書等の様式の準備	—	国税・地方税共通の様式とすることで新たな事務負担はなし。
2	申告書様式の配布・社員への説明	・申告用紙の配布や手続きの周知	増	個人住民税についても、説明が必要となる。(特に、控除額の計算方法が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び住宅ローン控除)
3	社員による申告書の記載・添付書類の収集	・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書等の記載	増	控除額の計算方法が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び住宅ローン控除について、従業員の負担増。
4	各種の控除申告書の回収	・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書等の回収	—	国税・地方税共通の様式とすることで新たな事務負担はなし。
5	扶養控除等の異動確認	・扶養控除等申告書を回収し、年初からの異動を確認	—	所得税と同じ事務。
計算準備				
1	各種申告書の記載内容の確認	保険料控除申告書、配偶者特別控除申告書、扶養控除等(異動)申告書及び住宅借入金等特別控除申告書の記載内容と添付書類に間違いがないかを確認	増	控除額の計算方法が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び住宅ローン控除について、企業の確認作業の負担増。
2	諸控除について、控除要件・控除額の確認	各種控除について、控除の要件に該当するか、控除額はいくらかを確認	増	控除額が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除及び住宅ローン控除について、留意が必要。(社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除は、所得税と控除額が同じ)

個人住民税を現年課税化した場合の年末調整事務への影響(イメージ)②

		個人住民税も年末調整する場合の 企業・従業員の事務負担の増加の有無(イメージ)	
年税額の計算			
1	源泉徴収額の集計・各種控除額の源泉徴収簿への転記	源泉徴収額の集計や源泉徴収額や各種控除額の源泉徴収簿への転記(年の途中で就職した人は前の給与支払者が交付する源泉徴収票を確認し、加算する。)	増 個人住民税についても、源泉徴収額の集計が必要となる。 【システム化されている場合、源泉徴収額の集計に係る事務負担は軽微であるものの、各種控除額のシステム入力作業は増加となるか。】
2	年税額の計算	年税額を計算	大幅増 個人住民税については、 ・税率が地方団体ごとに異なること(均等割含む) ・控除額が所得税と異なる控除があること ・個人住民税独自の制度である非課税限度額(所得割と均等割で異なり、更に均等割は地方団体ごとに異なる)があること を踏まえて、年税額を計算する必要がある。 【システム化されている場合、一定程度の事務負担の軽減が可能か。ただし、システムに要する経費は増加するか。】
過不足額の精算			
1	過納額の還付・不足額の徴収	過納額の還付・不足額の徴収	一部増 個人住民税についても、過納額の還付・不足額の徴収が必要となる。 【システム化されれば、過誤納額の還付・不足額の徴収に係る事務負担は軽微か。】

現行の源泉徴収簿（所得税）

甲欄
乙欄

平成29年分

給退職所得に対する源泉徴収簿

所 属		職 名		住 所 (郵便番号 -)		氏 名 (フリガナ)		整 理 番 号			
						(生年月日 明・大・昭・平 年 月 日)					
区 分	月 区 分	支 給 日	給 金 額	社会保 険等 の 控 除 額	社会保 険等 の 控 除 後 の 給 金 額	扶養親 族等 の 数	算 出 税 額	年 末 調 整 に よ っ て 過 欠 額	差 引 徴 収 税 額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	
	1		円	円	円	人	円	円	円	円	
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
12											
計			①	②			③				
給 料 ・ 手 当 等	区 分	金 額	税 額	額							
	給 料 ・ 手 当 等	①	円	③							
	賞 与 等	④		⑥							
	計	⑦		⑧							
	給与所得控除後の給与等の金額	⑨		配偶者の合計所得金額							
	社会保 険料等 の 控 除 額	⑩		() 円							
	給与等からの控除分(②+⑤)	⑩		旧長期損害保険料支払額							
	申告による社会保険料の控除分	⑪		() 円							
	申告による小規模企業 共済等掛金の控除分	⑫		⑩のうち小規模企業共 済等掛金の金額							
	生命保 険料の 控 除 額	⑬		() 円							
	地震保 険料の 控 除 額	⑭		⑪のうち国民年金保 険料等の金額							
	配偶者特別控除額	⑮		() 円							
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯										
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	⑰										
差引課税給与所得金額(⑨-⑰) 及び算出所得税額	⑱	(1,000円未満切捨て)	⑲								
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳										
年調所得税額(⑱-⑳、マイナスの場合は0)	㉑										
年 調 年 税 額 (㉑ × 1 0 2 . 1 %)	㉒		(100円未満切捨て)								
差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (㉒ - ⑧)	㉓										
超 過 額 の 精 算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉔									
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉕									
	差引還付する金額(㉓-㉔-㉕)	㉖									
	同上の うち 翌年において還付する金額	㉗		㉘							
不 足 額 の 精 算	本年最後の給与から徴収する金額	㉙									
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉚									
計	④		⑤				⑥				

個人住民税における源泉徴収簿イメージ①

所得税

区分	金額	税額
給料・手当等	①	③
賞与等	④	⑥
計	⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	
社会保険料等控除額	給与等からの控除分 (②+⑤)	⑩
	申告による社会保険料の控除分	⑪
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫
	生命保険料の控除額	⑬
地震保険料の控除額	⑭	
配偶者特別控除額	⑮	
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱	⑲
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑳
年調所得税額(⑲-⑳、マイナスの場合は0)		㉑
年調年税額(㉑×102.1%)		㉒
差引超過額又は不足額(㉒-⑧)		㉓
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉔
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉕
	差引還付する金額(㉓-㉔-㉕)	㉖
	同上的うち	本年中に還付する金額 翌年において還付する金額
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉙
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉚

個人住民税

区分	金額	税額	
		道府県民税	市町村民税
給料・手当等	①	③	
賞与等	④	⑥	
計	⑦	⑧	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	所得税と同額	
社会保険料等控除額	給与等からの控除分 (②+⑤)	⑩	
	申告による社会保険料の控除分	⑪	
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫	
	生命保険料の控除額	⑬	
地震保険料の控除額	⑭		
配偶者特別控除額	⑮		
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯		
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰		
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出住民税額(所得割)	⑱	⑲	
調整控除額		㉒	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉑	
均等割非課税判定			
所得割非課税判定			
年調住民税額(所得割)(⑲-⑳-㉑、マイナスの場合は0)		㉒	
年調住民税額(均等割)		㉓	
年調年税額(所得割+均等割)(㉒+㉓)		㉔	
差引超過額又は不足額(㉔-⑧)		㉕	
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉖	
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉗	
	差引還付する金額(㉕-㉖-㉗)	㉘	
	同上的うち	本年中に還付する金額 翌年において還付する金額	㉙ ㉚
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉛	
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉜	

・控除額が所得税と個人住民税で異なる。
・特に生命保険料控除、地震保険料控除は、控除額の計算方法が異なる。

・税率が地方団体ごとに異なる。

・個人住民税独自の制度。

・所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除。

・個人住民税独自の非課税制度。
・非課税限度額制度
・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫のうち合計所得金額が125万円以下の者

・税率が地方団体ごとに異なる。

個人住民税における源泉徴収簿イメージ③

調整控除

○ 個人住民税独自の制度。

※ 税源移譲の際に、所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整するために講じられた税額控除。

・ 所得割の額から次の区分に応じた金額を控除する(全納税義務者に発生)。

個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の者

⇒ イとロのいずれか小さい額の5%

イ: 人的控除額の差の合計額

ロ: 個人住民税の合計課税所得金額

個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の者

⇒ イの金額からロの金額を控除した金額(5万円を下回る場合には、5万円)の5%

イ: 人的控除額の差の合計額

ロ: 個人住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

住宅借入金等特別控除

○ 所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除。

非課税判定

○ 個人住民税独自の非課税制度がある。

・ 非課税限度額制度

均等割	所得金額	≦	基本額 35万円	× 世帯人員数	+	加算額 21万円
所得割	所得金額	≦	35万円	× 世帯人員数	+	32万円

生活保護の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

※ 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

※ 世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数

※ 加算額は、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算

※ 所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、

「総所得金額－所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整。

・ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫のうち合計所得金額が125万円以下の者は非課税

個人住民税における源泉徴収簿イメージ④

所得割及び均等割の税率

- 所得割・均等割とも、地方税法においては標準税率を規定。各地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。
- 標準税率によらず、超過課税、独自減税を実施している地方団体あり。
- 平成29年度税制改正において県費負担教職員制度の見直しに伴う道府県から指定都市への税源移譲が行われ、平成30年度分個人住民税から、指定都市に住所を有する者について、所得割の標準税率が道府県民税2%、市民税8%となる。

<個人住民税における超過課税、独自減税の実施状況(平成29年4月1日現在)>

所得割

- 道府県民税
 - ・ 4.025%：神奈川県
(4%：標準税率)
- 市町村民税
 - ・ 6.1%：豊岡市（兵庫県）
(6%：標準税率)
 - ・ 5.7%：名古屋市
 - ・ 5.4%：田尻町（大阪府）

均等割

- 道府県民税
 - ・ 2,700円：宮城県
 - ・ 2,500円：岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県
 - ・ 2,300円：秋田県、滋賀県、兵庫県
 - ・ 2,200円：栃木県、群馬県、愛媛県
 - ・ 2,100円：京都府
 - ・ 2,000円：富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 - ・ 1,900円：静岡県
 - ・ 1,800円：神奈川県、大阪府
 - (1,500円：標準税率)
- 市町村民税
 - ・ 4,400円：横浜市
(3,500円：標準税率)
 - ・ 3,300円：名古屋市
 - ・ 3,200円：田尻町（大阪府）

(注) 総務省「道府県民税及び法人事業税の税率に関する調」、
「市町村税の税率等に関する調」より作成

首都圏の企業の例

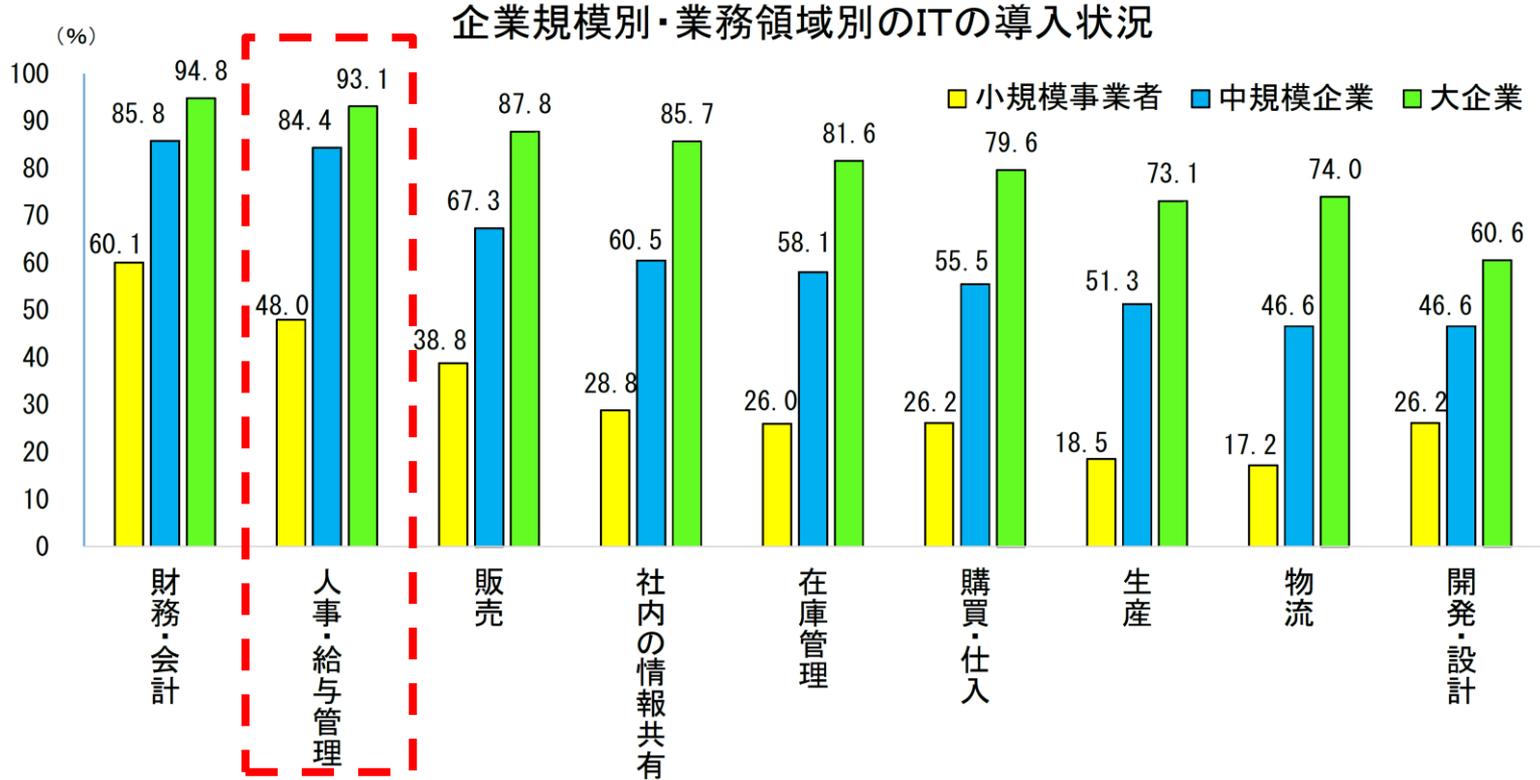
	均等割	所得割
東京都内	・・・ 5,000円/年	10%
神奈川県内(横浜市除く)	・・・ 5,300円/年	10.025%
横浜市	・・・ 6,200円/年	10.025%

近畿圏の企業の例

	均等割	所得割
大阪府内(田尻町除く)	・・・ 5,300円/年	10%
田尻町	・・・ 5,000円/年	9.4%
滋賀県、兵庫県内(豊岡市除く)	・・・ 5,800円/年	10%
豊岡市	・・・ 5,800円/年	10.1%
京都府内	・・・ 5,600円/年	10%
奈良県、和歌山県内	・・・ 5,500円/年	10%

企業活動におけるIT化の状況

- IT化は企業活動においても進んでいる。
- しかし、小規模事業者については、規模の大きい企業に比べてITの導入が進んでいない状況も見られる。



(出典) 中小企業庁「中小企業白書」(2013年)

(注) 小規模事業者: 従業員20人以下の企業(卸売業、サービス業、小売業は5人以下)

中規模企業: 小規模事業者を除く中小企業(従業員300人以下の企業(卸売業、サービス業は100人以下、小売業は50人以下))

大企業: 中小企業以外の企業

(参考) 従業員数別企業数

	総数	0~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300~999人	1,000~1,999人	2,000~4,999人	5,000人以上
企業等数	4,098,284	3,046,806	469,759	279,724	100,912	80,820	61,311	41,490	13,301	2,307	1,262	592
総数に占める割合		74.3%	11.5%	6.8%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%

(出典)「平成26年経済センサス」(総務省)

Ⅲ 各分野における規制改革の推進

4. 投資等分野

(2)具体的な規制改革項目

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

ア 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成29 年度検討・結論】

給与所得に係る源泉徴収制度・年末調整制度は、所得税の納税者の多数を占める給与所得者(被用者)の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられている。

こうした中、源泉徴収義務者(雇用者)の事務負担も踏まえ、書面により提出することとされている年末調整関係書類(保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書)について、電磁的な方法による提出を可能とすべき、雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除について、手続を簡素化すべきといった指摘もある。

したがって、ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。

また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、

- ・ 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、
- ・ 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備、及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する仕組み等を検討すること、

などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。